



図1 烏帽子狩衣姿・金沢貞顕画像（称名寺蔵・神奈川県立金沢文庫保管）

布衣始について

近藤好和

はじめに

筆者はこれまで装束の可視的身分標識としての機能を強調し、特にその機能をもっとも体現しているのが天皇装束であることを論じた^①。そのことを証明するのが、天皇装束と上皇装束が峻別されている事実である。そして、天皇装束から上皇装束へ移行する転換点となるのが布衣始（院布衣始とも）^②という儀礼である。

布衣とは狩衣の別称であり、布衣始とは上皇がはじめて烏帽子狩衣（図1）を着用する儀礼である。それについては、洞院実熙の『名目抄』「院中編」^③に「太上皇尊号之後、始令着御烏帽子云也」とあり、その注釈書である速水房常の『禁中方名目抄校註』^④にも「院ノ御所、脱履ノ後、始テ狩衣ヲ着御也、則布衣始御式有」とみえる。

布衣始はいわば天皇退位儀礼のひとつとして位置づけることができるが、管見ではこれまで研究もなく、宮内庁書陵部編『皇室制度史料 太上天皇』一―三（吉川弘文館、一九七八―一九八〇年）でも取り上げられていない。また、辞書類をみても立項されていないものもあり、立項されていてもその解説は不十分なものが多い^⑤。本稿の目的は、かかる現状をふまえ、布衣始という儀礼の掘り起こしにある。

なお、布衣始の訓読は「ほういはじめ」と「ほいはじめ」の両方がある。これはつまり布衣を「ほうい」と「ほい」のどちらに訓読するかの相違である。しかし、源雅亮の『満佐須計装束抄』巻二「布衣事」^⑥には「ほうゐ」とあり、『名目抄』「衣服編」でも「布衣」に「ホウイ」の仮名を振り、前掲「院中編」では布衣始の仮名は「ホウイハジメ」である^⑧。『満佐須計装束抄』は「仮名装束抄」ともいう仮名で記された装束の故実書であり、『名目抄』は序文によれば公家関係諸用語の訓読を記録することを目的としているため、両書で「ほうい」とみえる点は重要であり、本稿では布衣は「ほうい」、布衣始は「ほういはじめ」の訓読に従う。

一、天皇装束と上皇装束

布衣始を考える前提として、天皇装束と上皇装束の相違について必要な部分をあらためて記しておく。

律令制下の公服を基礎とし、十世紀を境に男女の装束（公家装束）が成立する。そのうち男子装束には、束帯・布袴・衣冠・直衣・狩衣・小直衣・水干などがある（ほかに礼服もあるが本稿では省略）。かかる男子装束は必ず冠か烏帽子のどちらかの被り物を被った。

被り物を被る目的は成人男子の象徴である髻の保護にあるが、被り物と装束とは明確な対応関係がある。冠を被らなければならぬ冠対応装束は束帯・布袴・衣冠であり、これらが公家の公服である。これに対し、狩衣・小直衣・水干は冠を被らない烏帽子対応装束であり、これらは公家の私服であり、狩衣・水干は下級身分者には公服ともなった。直衣は冠と烏帽子の両方を被り、冠を被れば公服となり、烏帽子では私服となった。ちなみに武家装束の直垂・大紋・素襖は烏帽子対応装束である。

かかるなかで、天皇（皇太子も）は烏帽子を被らずに冠だけを被り、冠対応装束だけを着用した。ただし、その装束はごく限定されており、束帯と冠直衣だけであり、冠直衣も臣下とは異なる引直衣（御引直衣）である（図2・3）。引直衣は、臣下のように下袴・指貫を着用せずに、女子同様の赤の長袴を着用し、下着や上着（雑袍）は後ろに引きずる形で着用する特殊な着用法の冠直衣である。

かかる天皇装束については、『禁秘抄』上「御装束事」^⑨に具体的に記されている。それによれば、天皇の冠は毎月「納殿沙汰」とし



図2 束帯姿(高倉天皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

て冠師が献上する。「奉幣発遣時」には「帛御装束」、「尋常」は「黄櫨染」、臨時祭庭座・賭弓・弓場始・朝覲行幸後の出御等には「青色」を着用する。帛御装束は白帛(練絹)で仕立てた神事用束帯、黄櫨染・青色はともに束帯の上着である位袍の色である。特に黄櫨染は天皇の位色であり(図2)、『禁秘抄』での黄櫨染と青色とは、各色の上着を着用した束帯のことである。つまりいずれも天皇の束帯である。

また、同じく『禁秘抄』上「御装束事」には「引直衣」もみえ、天皇が指貫を着用するのは五節帳台試の一夜のみという¹⁰⁾。指貫を着



図3 引直衣姿(二条天皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

用するとは、臣下と同様の冠直衣姿となることである。なお、同じくみえる「御宿衣」は、天皇の就寝時の着衣つまり寝間着のことである。

ただし、『禁秘抄』「御装束事」に記されている引直衣に関する記述は、その下着などの装束構成や建久以後の様式変化についてであり、使用については同「恒例毎日常次第」にみえる。それによれば、天皇は毎朝起床後に入浴し(「供御湯」とある)、清涼殿御手水間の大床子で「理御鬢」して引直衣を着用した。つまり引直衣は天皇日常装束であることがわかる。

以上のように限定された天皇装束に対して、上皇装束は臣下とほぼ同様である。冠以外に烏帽子も被り、束帯・布袴の冠対応装束はもちろん烏帽子対応装束である狩衣・小直衣・水干も着用した。冠直衣も烏帽子直衣も着用し(図4・5)、冠直衣は引直衣ではなく、臣下と同様に指貫を着用した。ただし、衣冠は着用しない。

上皇が天皇は着用しない烏帽子や狩衣を着用することは、すでに源高明の『西宮記』からわかる。¹¹⁾つまり巻十七「冠」に「烏帽子、太上天皇或時(晴カ)着之」、同「袍」に「布衣、太上天皇已下、隋_レ便服用無_レ所_レ限」とみえる。当時すでに上皇装束が天皇装束とは相違していたことがわかる。

以上のように、天皇装束と上皇装束が峻別されている事実を前提としなければ、布衣始の意味や意義はわからない。

二、平安時代の実態

では、布衣始を具体的に検討する。以下、宇多から正親町に及ぶ管見した関連史料を、平安時代(宇多・安德)・鎌倉時代(後鳥羽・光厳)・南北朝時代以降(後醍醐・正親町)の時代順に各章に分け、そのなかで上皇ごとに分類し、布衣始の実態を考えたい。

なお、布衣始は上皇にならなければ行わない。したがって、在位のまま崩御した天皇はもちろん讓位直後に崩御した上皇も「対象外」とした。また、今回は刊本中心に史料を管見し、写本類は一部

しか管見していないので、今回の管見で布衣始やそれに関連する記事の確認が取れなかった上皇は「未確認」とした。

では、平安時代からみていく。装束の成立時期から考えると、管見すべき上皇の上限は、早く見積もっても宇多であろう。しかし、未確認である。つづく醍醐から一条のうち対象となるのは朱雀・冷泉・円融だが、これらも未確認である。

注目される記述が見いだせるのは三条である。

○三条上皇・長和五年(一〇一六)正月二十九日讓位¹²⁾

・『御堂関白記』長和五年二月二十八日条¹³⁾

参_二上々_一次参_レ院、献_二夜御装束并御烏帽等_一、

藤原道長が讓位後間もない三条に「夜御装束」と「御烏帽」(烏帽子)を献上した。「夜御装束」とは直衣や狩衣などの烏帽子対応装束であろう。この道長の行為はこの前後の時代に関連史料がみえないために、当時の慣例的な行為ではなく、道長の独自行為の可能性が高い。また、引用史料からは布衣始のような儀礼があったとは考えられない。しかし、上皇が烏帽子や狩衣を着用するという『西宮記』の記述(前章前掲)を裏付ける具体例であり、天皇装束と上皇装束の相違が認識されていたことは確認できる。¹⁴⁾



図4 冠直衣姿(伏見上皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

続く後一条から近衛のうち対象となるのは後三条・白河・鳥羽・崇徳だが、いずれも未確認である。

○後白河上皇：保元三年（一一五八）八月十一日讓位

・『山槐記』保元三年八月二十五日条

院号後今日始有「昼御幸」、午終刻先御幸于皇后宮御所（三条烏丸）、（中略）有御幸于城南也、暫可御云々、（中略）於鳥羽殿、自今日人々着布衣祇候云々、



図5 烏帽子直衣姿(後宇多上皇)・天子撰関御影(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)

後白河は「院号後」（尊号宣下後）初めて「昼御幸」を行い、高松殿（仙洞）から皇后宮藤原忻子の三条烏丸殿を経て城南宮の鳥羽殿に向かった。引用は省略したが、御幸時の装束は、上皇は冠直衣、殿上人は衣冠（一部が束帯）、御隨身は布衣冠（特例として冠を被った狩衣姿）であり、いずれも冠対応装束である。公卿は「直衣」とだけみえるが、上皇が冠直衣であれば公卿も冠直衣に相違ない。そして、鳥羽殿では今日から人々は布衣つまり烏帽子狩衣で祇候した。鳥羽殿での上皇の装束は記されていないが、上皇が冠姿で臣

下が烏帽子狩衣で祇候することはあり得ないから、上皇も烏帽子狩衣などの烏帽子姿であったに相違ない。それが当然であるから記さなかったのである。つまり烏羽殿で上皇と臣下が烏帽子姿で初めて対面したことになる。

換言すれば上皇も臣下も烏羽殿で烏帽子（狩衣）に着替えたことになる。しかし、烏羽殿で布衣始に類する儀礼が行われたかどうかは、引用史料からはわからない。ただし、『兵範記』本日条に「上皇初御幸」ともあるように、この日の御幸は後白河の讓位後初の仙洞からの御幸つまり御幸始である。そこで、尊号宣下の日は未確認だが、尊号宣下↓御幸始↓人々の烏帽子狩衣での祇候（上皇の烏帽子着用）、という流れが想定できよう。

なお、引用史料に「昼御幸」とあるのは、『山槐記』八月十七日条に「上皇遜位之後今夜始出禁裏御幸于高松殿」とあり、後白河は十七日に内裏から仙洞となる高松殿に御幸したが、それが夜中の御幸であったからである。讓位後内裏から仙洞に移るための御幸は御幸始ではなく、仙洞からはじめて御幸することが御幸始である¹⁵。また、同じく『兵範記』八月十七日条によれば、内裏を出る時の上皇は「御直衣御指貫」である。これは引直衣ではなく通常の冠直衣である。御幸始時の冠直衣も同様であろう。

つまり上皇は烏帽子は布衣始まで被らないが、指貫は讓位後すぐに着用することになる。同時に十七日・二十五日ともに御幸時の上

皇の乗り物は牛車（十七日は唐車、二十五日は庇車）である。この点も牛車には乗らない天皇とは相違する。

続く二条は対象外。次の六条は上皇となったが、元服せぬまま崩御しているのではやはり対象外であろう。¹⁶

○高倉上皇…治承四年（一一八〇）二月二十一日讓位

・『山槐記』治承四年三月四日条

今夜新院遜位之後始有御幸土御門亭、（中略）今日新院令着始御烏帽子給云々、（中略）於女房中令着給云々、然而公卿以下布衣事未被仰下云々、

高倉の御幸始は土御門殿に対して行われた。¹⁷で、本来は二月二十八日に行う予定で雨により本日となった。¹⁸

閑院は高倉讓位時の内裏であり、土御門殿は以後仙洞となる御所である。つまりこの日の御幸は内裏から仙洞に移るための御幸であり、後白河の例に準じれば御幸始ではない。しかし、『山槐記』二月二十一日条によれば、正月十日に天皇（高倉・中宮（平徳子）・東宮（安徳）は揃って五条亭に遷行し、二月十六日に天皇だけが閑院に還御。二十一日に天皇と中宮・東宮が別居のまま讓位を迎えた。つまり讓位時に新帝（安徳）は閑院には不在で、高倉は閑院を仙洞

とした。そこで三月四日が御幸始となった。このように旧帝が讓位する御所と新帝が踐祚する御所が別個であり、前者を仙洞とし、後者を内裏とする例は鎌倉時代以降一般化する。¹⁹⁾

さて、高倉はこの日初めて烏帽子を被った。その場所は記されていない。しかし、引用は省略したが御幸始供奉の人々の装束は、公卿以下は束帯であり、ほかもみな冠対応装束であるから、やはり仙洞となる土御門殿で烏帽子を被ったのであろう。そうであれば、高倉の尊号宣下は二月二十七日であり、やはり尊号宣下↓御幸始↓上皇の烏帽子着用という流れが追えることになる。ただし、今回は上皇が冠から烏帽子に被り替えたが、臣下の布衣での祇候は許されず、それは八日になっても続いた。²⁰⁾ 次の安徳は対象外である。

以上のように、平安時代では、布衣始という名称はみえず、またかかる儀礼があった確証もない。しかし、早くから天皇装束と上皇装束の相違が認識されていたのは明らかであり、後白河・高倉の頃には、上皇が烏帽子を被り、臣下が布衣で対面するためには、御幸始後という一定の流れが形成された。

三、鎌倉時代の実態

鎌倉時代は後鳥羽から関連史料がみえる。

○後鳥羽上皇…建久九年（一一九八）正月十一日讓位

・『三長記』建久九年正月二十一日条

今日仙院初御幸于七条院（三条殿）（中略）今日仙院還御以後、人々初著布衣參云々、

後鳥羽は母七条院藤原殖子の三条殿へ御幸始し、仙洞大炊御門殿への還御後、人々の布衣での院参を受けた。人々の布衣での院参は上皇も烏帽子姿であったことの証左であり、還御後に上皇と臣下は烏帽子姿で初めて対面したことになる。

後鳥羽の尊号宣下は前日の二十日であり、やはり尊号宣下↓御幸始↓人々の布衣での院参（上皇の烏帽子着用）という流れが辿れるが、後白河・高倉は御幸始先で烏帽子を被ったのに対し、後鳥羽は仙洞還御後に烏帽子を被った。²⁴⁾ また、御幸始の行き先は母女院という尊属の御所である点が特徴である。

○土御門上皇…承元四年（一一二〇）十一月二十五日讓位

・『長兼卿記』承元四年十二月十三日条（『洞院部類記』所収）

今日人々著布衣初参新院云々、去八日延引及今日、不知其故、

土御門は十二月五日に尊号宣下され、引用のように人々が布衣で院参したのが十二月十三日である。しかし、『長兼卿記』による限り、八日・十三日条ともに御幸始の記事はなく、土御門は父帝後鳥羽の例を踏襲せずに烏帽子を被ったことになる。

ところが、これに先立つ『御讓位記』十一月二十六日条につきのようにみえる。

参_レ新院_一、殿上有_レ饗、(中略)院猶著_レ御々冠_一歟、布衣初以後可_レ著_レ御烏帽_二云々、

これが「布衣初(始)」という用語の管見での初見記事である。

以後、布衣始という用語は史料上に定着する。用語の定着はその儀礼内容も固まったことにもつながると考えられ、同時に後白河・高倉・後鳥羽と続く烏帽子着用の流れのなかで、儀礼内容も定まっていたのであろう。反面、『御讓位記』の記事からは、上皇の烏帽子着用は布衣始以前でもあり得るといふニュアンスも読み取れ、布衣始がまだ十分に定着していない状況も読み取れよう。

続く順徳は後鳥羽の仙洞高陽院への御幸始は確認できるが、布衣始は未確認。仲恭は対象外。後高倉は御幸始は確認できるが、布衣始は未確認。ただし、後高倉は即位していない。皇子後堀河即位に

よる尊号宣下であり、しかも七年前にすでに出家しており、さらにのちの後崇光は後高倉と同様の立場ながら布衣始を行ったが、後高倉の先例が踏襲されていないため(次章参照)、対象外であろう。

○後堀河上皇…貞永元年(一二三二)十月四日讓位

・『民経記』貞永元年十月九日条

即向_三冷泉亭_一、内府被_レ坐、自_三来十四日_二可_レ為_三仙洞之地_一也、(中略)於_三寝殿西面_二触_三申条々事_一、(中略)下北面者裝束事、束帯可_レ宜歟、引勘可_レ申、件日(十七日)、布衣始也、旁束帯可_レ宜、

引用史料は実際に布衣始が行われた記事ではない。十四日に後堀河の内裏(閑院)から仙洞となる「冷泉亭」(冷泉富小路殿)へ御幸があり、勘解由小路経光(『民経記』記主)が、冷泉富小路殿で内大臣西園寺実氏からその準備のための諸指示を仰ぎ、そのなかで十七日が布衣始である由が示される内容である。

しかし、十七日に布衣始が行われたかどうかは確認できない。『民経記』貞永元年は十月十三日条までしか記事が現存せず、しかも御幸始は十一月九日だからである。続く四条は対象外。

○後嵯峨上皇…寛元四年（一二四六）正月二十九日讓位

・『民経記』寛元四年二月十六日条

院御幸始、幸承明門院御所、（中略）院布衣始、

・『為経卿記』寛元四年二月十六日条（『布衣始部類記』所収）³³

（御幸始之事在之）、今日布衣始也、頃之前内府著烏帽子直衣、
参入、近習公卿・殿上人等著布衣、参入候広御所、上皇著
御布衣（白浮線綾御狩衣・紫織物御奴袴・御立烏帽子、出御、
頃之人御、人々退出、著布衣、参入人々）（中略）、已上不_レ及_レ
分催近臣等、著布衣、所参入也、

・『陽龍記』寛元四年二月十六日条（『布衣始部類記』所収）

今夜院御布衣始也、後聞、御幸還御後、人々改著布衣、帰参
（中略）、出御（浮文綾白襖御狩衣・白御衣・堅文薄色袴）、少
時入御、人々退出、

後嵯峨は祖母承明門院（源在子・土御門天皇母）の土御門殿に御
幸始し、仙洞還御後に布衣始を行った。³⁴ 仙洞は冷泉万里小路殿であ

り、後嵯峨の讓位時の内裏である。讓位時の内裏が仙洞となるのは
高倉と同じであり、尊属への御幸始から仙洞に還御後に、上皇と臣
下が布衣（烏帽子狩衣）で対面するのは後鳥羽と同じである。

しかし、ここで重要なのは、その対面が「布衣始」と記されてい
る点で、しかもその具体的な内容がわかる点である。まず布衣（一
部は烏帽子直衣）で公卿・殿上人が参集する場所は仙洞「広御所」
（弘御所）であり、上皇は烏帽子白狩衣（白浮線綾御狩衣）で出御。
両者は対面後、散会（上皇は入御、人々は退出）するというものである。

つまりこれによれば、尊属への御幸始の還御後に、仙洞弘御所で
上皇と臣下が布衣（烏帽子狩衣）でただ対面することが布衣始とい
うことになる。³⁵ 上皇が布衣姿（つまり烏帽子姿）になったことの確
認が重要なのであろう。そして、これが次代に継承されていく。

○後深草上皇…正元元年（一二五九）十一月二十六日讓位

・『民経記』正元元年十二月十三日条

今日新院脱履之後、初幸嚴親上皇宮（二条高倉御所、近曾為
射山）、保安・永治・承元・承久之例也、（中略）還御之後、

有布衣始、及半更新院出御（白襖御狩衣）、公卿、左府
（束帯、坊官除目了被参云々）・前右府（烏帽直衣）・四条大納

言・右大将（鳥直）（中略）、殿上人（中略）、各著「布衣」參候云々、

（補書）鶏鳴之程兼頼帰来、冷泉殿元弘御所為「出御所」、中宮御坐、然而今夜許布衣人不_レ被_レ憚_レ之、殿上人列_二居御厩縁_一云々、

後深草の布衣始は、尊属への御幸始からの還御後に仙洞弘御所（「元弘御所」）で行われた点、臣下の一部（上級公卿）は烏帽子直衣である点、上皇が白狩衣（白襖狩御衣）である点など、後嵯峨の例を踏襲している。仙洞も同じく冷泉万里小路殿である。引用史料には記されていないが、上皇と臣下はやはり対面後に散会したのであろう。ただし、今回は御幸始の尊属は父帝後嵯峨であり、殿上人の参集場所は弘御所ではなく「御厩縁」である。

ところで、今回の御幸始は保安（鳥羽）・永治（崇徳）・承元（土御門）・承久（順徳）の例という。つまり鳥羽以降の例を踏襲したわけである。踏襲したのは父帝への御幸始となるが、引用史料によれば、鳥羽・崇徳・土御門・順徳いずれも父帝（白河・後鳥羽）に御幸始を行ったことになり（順徳は既述）、父帝への御幸始は鳥羽まで遡れることになる。

しかも後白河・高倉・後鳥羽・後嵯峨の御幸始が父帝でないのは、後白河・後鳥羽・後嵯峨はすでに父帝（鳥羽・後白河・土御門）が

崩御していたからであり、高倉は父帝（後白河）が幽閉中であつた。そこで、後鳥羽は存命中であつた母女院へ、後白河・高倉・後嵯峨は母（待賢門院藤原璋子・建春門院平滋子・源通子）も崩御していたため、³⁸後白河・高倉は尊属以外へ、後嵯峨は母親代わりの祖母女院へ御幸始をしたのであろう。³⁹とすれば、鳥羽以来、父帝への御幸始は慣例であつたといえよう。父帝への御幸始後の烏帽子着用は、鳥羽まで遡れる可能性も出てこよう。

なお、引用史料によれば、後深草の布衣始は中宮西園寺公子には及んでいない。注（24）で示した『明月記』の記事と併考すると、上皇の布衣始は后（中宮・皇后・女院）に対する布衣始とは別個と考えられる。

○龜山上皇…文永十一年（一二七四）正月二十六日讓位

・『経後卿記』文永十一年二月七日条⁴⁰

今日御幸始也、（中略）上皇、御直衣・紫二陪織物御指貫・紅打御出衣、（中略）入_レ夜有_二布衣始_一、前右府・内府烏帽子直衣、堀川大納言以下着_二布衣_一云々、上皇令_レ着_二烏帽子布衣_一給云々、

・『実兼卿記』文永十一年二月七日条（『布衣始部類記』所収）

〈御幸始事在_レ之〉、今夜布衣始也、著_二布衣_一（檜皮白重・生張
白衣・白単、指貫如_レ常）、帰_二参院御所_一（文車）、（中略）先々
人々今夕伺_二候弘御所_一予著座、（中略）殿上人（中略）候_二東縁_一
（不_レ著_二弘庇_一）、（中略）次上皇出御、御装束（浮線綾白御狩衣
〈文松唐草〉・薄色堅織物御指貫〈菱丸〉・白_二御衣_一・白御単、
四条中納言奉仕也）、頃之入御、人々退出、

後嵯峨を踏襲した布衣始である。父帝後嵯峨は崩御しており、御
幸始先は母大宮院西園寺姑子の常磐井殿であり、仙洞は押小路殿と
考えられる。⁴³ なお、殿上人は弘御所ではなく「東縁」に参集した。

殿上人が弘御所以外に参集するのは後深草と同じである。
なお、布衣始の上皇が白狩衣を着用する意味や、その時の上皇の
指貫や下着、また臣下各人の狩衣についても考察すべきだが、それ
らは別稿で考えたい。以下、引用史料でも上皇や臣下の装束そのも
のに関する記述は必要最低限を示すだけに留める。

○後宇多上皇・弘安十年（一二八七）十月二十一日讓位

・『実躬卿記』弘安十年十一月十五日条

今日旧主御院号云々、今夜即布衣始也、

後宇多の布衣始は尊号宣下の夜であり、その後十二月八日に、父
帝亀山の冷泉万里小路殿へ冠直衣で御幸始した。⁴⁴ 讓位・院号宣
下・御幸始の各時間的間隔が開いているのも注意されるが、これま
で指摘した布衣始の流れが崩れており、異例である。⁴⁵

○伏見上皇・永仁六年（一二九八）七月二十二日讓位

・『公衡公記』別記『伏見院御幸始記』永仁六年八月五日条（『布衣
始部類記』にも所収）

新院脱履之後、初御_二幸嚴親法皇御在所_一（常磐井殿）、並御馬
御覽（中略）・上下北面始（中略）・布衣始等日也、（中略）還御
之儀毎時如_レ元、（中略）今日之儀殊勝、惣可_レ被_レ改_二御装束_一之
由申_二入_一之、退_二下直廬_一、改_二着烏帽子直衣_一（中略）、相_二具權
大夫_一（同改_二差_一（着）布衣）、参_二御所_一（中宮御方有_二布衣憚_一
之間、降_二堂下_一、更昇_二西中門_一、（中略）、可_レ有_二番長_一（布衣）
始_レ也、予以下着_二弘御所_一（奥・端相分、予着_二端_一）、兼供_二掌
燈_一、頭弁以下殿上人候_二東弘庇_一（不_レ敷_二座_一）、出御以前公卿皆
著座也、（中略）且可_二出御_一之由有_レ仰、仍仰_二新大納言_一催_二立
明_一、丞（重）相仰_二雅俊朝臣_一下_二知之_一、庁官二人（束帯、
先々改_二着布衣_一者也、今夜不_レ改_二御幸始装束_一、如何）立_二明東
庭_一、小時被_レ用（開）_二乾角北御障子_一（女房開_レ之）、出御（中

略)、諸卿以下蹲居、暫御坐之後入御、

・『通重公記』永仁六年八月五日条(『布衣始部類記』所収)

〈御幸始事在之〉、予著_二布衣_一(中略)、帰_二参_二二条殿_一、網代車
〈片繩〉、布衣諸大夫一人(秋茂)召具、参_二自_二押小路西門_一、
廻_二弘御所方_一、先々内府已下着座、(中略)頃之上皇出御(中
略)、諸卿蹲居、御座定後、各復座、小時入御(人々蹲居如_レ
前)、諸卿分散、

後嗟峨を踏襲した布衣始であり、仙洞は二条高倉殿である。⁽⁴⁶⁾公衡
の従者も布衣に着替え、立明の庁官が御幸始の束帯のまま布衣に
着替えていないことを非難されているように、布衣始では関係者は
みな布衣で参加するのが原則と考えられる。⁽⁴⁷⁾また、ここでも中宮の
御前は布衣が憚られることがわかる。

○後伏見上皇・正安三年(一三〇二)正月二十一日讓位

・『実躬卿記』正安三年二月八日条

御幸始以下条々巨細也、今夜可_レ為_二布衣始_一之由、兼日藤中納
言(俊光、執権)相催、御教書云、可_レ令_レ候_二弘御所_一給_二之由_一、

其沙汰候也、仍執達如_レ件(永仁布衣始、二条大納言(頼親)
奉_二行之_一、文章為_二此体_一き)、正月二十六日、権中納言俊光、
謹上右宰相中将殿、□(遂)申、来月八日著_二布衣_一可_レ令_レ参_二給_一
之由、被_二仰下_一候也、

・『公衡公記』別記『後伏見院御幸始記』正安三年二月八日条(『布
衣始部類記』にも所収)

今夕新院脱履之後御幸始也、(中略)今夜還御以後、有_二布衣始
儀_一(日来執権権中納言俊光卿以_二御点_一催_レ之、而下_二向_二関東_一之
間、当日事光方奉_二行之_一、上皇着_二御々狩衣_一(中略)、先_レ之
公卿・殿上人参_二候_一東面弘御所、

・『繼塵記』正安三年二月八日条(『布衣始部類記』所収)

〈御幸始事在之〉、今夜布衣始也、其儀前右大臣已下公卿著_二弘
御所_一、殿上人・予以下控候、次自_二北御障子_一出御(中略)、暫
著_二御御座_一、少時入御、(中略)人々各分散、

後伏見の御幸始は祖父帝後深草・父帝伏見の冷泉富小路殿であり、⁽⁴⁸⁾
後嗟峨を踏襲した布衣始である。布衣始参加の公卿・殿上人は御点

に基づき院の御教書で招集されることもわかる。⁽⁴⁹⁾

続く後二条・花園・光厳のうち対象となるのは花園と光厳だが（後醍醐は南北朝時代へ）、花園は文保二年（一二二八）三月十五日に御幸始を行っているが、⁽⁵⁰⁾布衣始は未確認。光厳は元弘三年（一二三三）五月十七日に廢位の後、翌建武元年正月二十九日に御幸始した。その次第は『御幸始次第』に記されているが、布衣始の記述はなく、⁽⁵¹⁾他の史料でも未確認である。しかし、廢位後八ヶ月経っており、すでに烏帽子を被っていたかと考えられる。

以上、布衣始はその名称が土御門での初見後定着し、後嵯峨で具体的内容が明らかとなり、以後それが踏襲されたことがわかる。ただし、父帝への御幸始は鳥羽以来原則であったと考えられ、御幸始後の布衣始の骨子は高倉・後白河でみえるように、布衣始は院政期以降の流れを受け継ぎつつ鎌倉時代に入って成立したことになる。

なお、大覚寺統よりも持明院統の事例が目立つのは、対象となる上皇が多いからである。

四、南北朝時代以降の実態

南北朝時代は、南朝では、後醍醐・後村上は対象外。⁽⁵²⁾長慶は未確認。後龜山は応永元年（一三九四）二月二十三日に尊号宣下されているが未確認。⁽⁵³⁾一方、北朝では異例が多いがいずれも確認でき、室町時代に続いていく。

○光明上皇・貞和四年（一二四八）十月二十七日讓位

・『園太曆』貞和四年十一月二十八日条（『布衣始部類記』にも所収）

抑今日新院布衣始也、

光明の退位儀礼とそれに至る過程は『園太曆』に詳細に記されている。そのうち布衣始に限れば、光明は讓位前に皇太子興仁親王（崇光）と土御門殿に同居しており、布衣始を行う場所については光明讓位後の天皇・上皇の御所の問題に関連して、讓位前から諸卿で意見が分かれた。いまだ元服前であった興仁が元服直後に押小路殿に遷御して踐祚し、布衣始等は土御門殿で行うのが手っ取り早いとする『園太曆』記主洞院公賢の意見に対し、九条経教は、上皇が土御門殿から仙洞となる持明院殿に御幸始し、持明院殿で布衣始を行うのがよいという意見であった。⁽⁵⁴⁾ちなみに経教の意見は高倉の例と同じである。

結局、公賢の意見が通ったようで、十月二十七日に興仁は土御門殿で元服し、直後に押小路殿に遷御して踐祚した。⁽⁵⁵⁾土御門殿が仙洞となり、光明は讓位ほぼ一ヶ月後の十一月二十五日に尊号宣下され、⁽⁵⁶⁾十一月二十八日に布衣始となった。その場所は記されていないが土御門殿と考えられる。ただし、土御門殿から持明院殿への御幸始も

行われた。しかし、その日程は布衣始後の十二月十四日であった。⁽⁵⁷⁾
なお、十一月十一日に花園が崩御しており、諒闇のなかでの布衣始と御幸始となった。

このように光明の布衣始は異例である。十一月十八日には光明から公賢に退位儀礼についての諮問があった。公賢は、讓位後尊号宣下されないまま「旬月」に及ぶのは「先規不「打任」」ことであり、布衣始は御幸始と同日に行うのが「常例」だが、すでに「布衣輩」が院参しており、「別可「有「沙汰」」と回答した。また、御幸始は讓位後三十日を過ぎて行っても問題ないと回答した。⁽⁵⁸⁾

これによれば、異例の元は尊号宣下の遅れにあり、それに連動して御幸始も布衣始もできず、かかるなかで布衣始を待たずに布衣で院参する者が現れ、そこで布衣始が急がれ、御幸始に先行したと考えられる。

○崇光上皇・観応二年（一三五二）十一月七日廃位

・『園太暦』文和元年（一三五二）二月十日条

入夜中納言参「仙洞」、昨日有「召之故也」、帰来云、新宮并宮
〈可「申「先坊「敷」御烏帽体可「令「拜見」云々、仍御方々出御、
拜見之、院司など被「下「交名」、布衣始之後、可「召「烏帽、然
而今度儀旁有「御恐怖」、仍先如「此御沙汰也、但御狩衣者、布

衣始之後可「著御」、仍今日樺桜御狩衣直衣・御大口、宮者桜萌
木御狩衣直衣・紫御指貫著「御之」、

崇光は観応の擾乱にともなう一時的な南北朝合一で廃位となり、
観応二年（一三五二）十二月二十八日に尊号宣下され、⁽⁶⁰⁾その後に見えるのが引用史料である。

これによれば、南朝を憚って正式の布衣始は行わず、中納言だけ
を仙洞に召して、「新宮」（新院の誤り）崇光と、「宮」つまり崇光の
廃位に伴って廃太子となった直仁親王が烏帽子姿で出御した。しか
も崇光・直仁の装束は狩衣ではなく、狩衣直衣（小直衣）⁽⁶²⁾であり、
崇光はさらに指貫ではなく大口を着用するという、いわば略儀の布
衣始を行ったのである。

布衣始とは上皇・臣下が烏帽子姿で対面するだけの儀礼であるこ
とはすでに指摘したが、引用史料からも上皇の烏帽子姿を拝見する
ことが重要であることがわかる。また、皇太子も烏帽子を着用しな
いから、廃太子の烏帽子姿を拝見することも同様に重要になる。⁽⁶³⁾
さらに布衣始では上皇が烏帽子とともに狩衣を着用することも重要で
あることがわかる。

崇光が着用した大口とは、束帯で着用する赤い肌袴（肌着の袴）
であり、小直衣は狩衣の裾に欄を取り付けた構造の狩衣と直衣の折
衷様式の上着で、そこで狩衣直衣ともいい、有欄狩衣ともいう。つ

まり崇光の装束は引直衣に類似する。しかし、引直衣ならば冠でなければならず、烏帽子であるから小直衣に大口という妥協した姿となったのであろう。

○後光厳上皇…応安四年（一三七二）三月二十三日讓位

・『後愚昧記』 応安四年閏三月二十二日条

今夜布衣始云々⁽⁶⁴⁾、

・『後深心院関白記』 応安四年閏三月二十二日条

今日布衣始云々、

・『兼綱公記』 応安四年閏三月二十二日条（『布衣始部類記』所収）

昨日還御已後、可有御狩衣始之由有^二其沙汰^一、（中略）而去

夜延引、今日有^二此事^一云々、

後光厳の布衣始は、本来は二十一日の御幸始からの還御後に行う予定であった。しかし、翌日に延引された。御幸始は仙洞柳原殿⁽⁶⁵⁾から「北山」に対して行われた⁽⁶⁶⁾。御幸始翌日の布衣始は異例だが、御

幸始還御が深夜になったのが原因と考えられる⁽⁶⁷⁾。なお、この布衣始も弘御所で行われた⁽⁶⁸⁾。

また、御幸先の「北山」は後光厳後宮二位局日野宣子の北山亭と考えられる。宣子は、日野資名の息女で西園寺実俊の妾であり、かつ後光厳の「御介錯」つまり後見であり、北山に邸宅があった⁽⁶⁹⁾。つまり尊属への御幸始ではない。しかし、後光厳の父母（光厳と陽祿門院三条秀子）はすでに崩御しており、後見として母親代わりであったと考えられる宣子のもとへ御幸始したのであろう。

なお、『兼綱公記』は布衣始を「御狩衣始」と記すが、他に例がない。

○後円融上皇…永徳二年（一三三二）四月十一日讓位

・『後愚昧記』 永徳二年四月二十八日条

今日御幸始也、布衣始、

・『良賢人道記』 永徳二年四月二十八日条（『布衣始部類記』所収）

（御幸始事^在之、今夜還御已後、有^二布衣始^一、

後円融の布衣始は御幸始還御後に行われたが、詳しいことは未確

認である。

○後小松上皇…応永十九年（二四二）八月二十九日讓位

・『兼宣公記』 応永十九年十月十四日条（『布衣始部類記』にも所収）

申始着「狩衣」、（中略）参「三宝院」、是今日仙洞御布衣始也、
内相府自「此坊」可有「御参」之間所「参也」、（中略）御「参仙洞」、
（中略）直御「参広御所」（中略）、公卿悉着座後、出御（諸卿動
座）、御安座後公卿復座、次殿上人参進候「廂」、次上皇入御（諸
卿如「元動座」、入御後次第復座、則下臈退出、次（内相府）御「
参御前」、大納言殿同御参、執權・余等同参仕、及「数献御盃」
者也、

・『教興卿記』 応永十九年十月十四日条

仙洞御布衣始⁽⁷³⁾、

・『山科家礼記』 応永十九年十月十四日条

今日仙洞御布衣始也、

引用の『兼宣公記』が南北朝・室町時代で管見唯一の（正式の布衣始ではない崇光の例をのぞいて）、布衣始の具体的内容を記す史料である。これによれば、仙洞弘御所（殿上人は廂）で上皇と臣下が対面して散会という鎌倉時代と同様の内容であることがわかる。引用は省略したが、上皇の装束も烏帽子に白狩衣である。

ただし、御幸始は九月二十七日に足利義持の室町殿に対して行われた⁽⁷⁴⁾。これは後小松の父母（後円融・通陽門院三条厳子）がすでに崩御している⁽⁷⁵⁾ためだが、それからほぼ半月後の布衣始という日程は異例である。また、今回の布衣始は対面後、下臈は定例通りに散会したが、義持と上臈は上皇の御前で盃酒に及んだのも初例であり、異例である。これは義持が布衣始に参加したための特例であろう⁽⁷⁶⁾。続く称光は対象外である。

○後崇光上皇…文安四年（二四四七）十一月二十七日尊号宣下

・『看聞日記』 文安四年十一月三十日条

今日布衣始也、政賢朝臣（萌木狩衣）・永親（布衣）・経秀（布衣）参、殊更有「一献」、

・『康富記』 文安四年十一月三十日条

洞中儀、自二十七日至昨日三ケ日、伺候之輩衣冠也、今日各著布衣可參之由被仰之、今日著布衣人々參入云々、上無被直御冠之儀之間、布衣始之儀別不被行云々、

・『建内記』文安四年十一月三十日条

今日、遣使綾少路中将（有俊朝臣）相尋云、伏見殿參賀人々時服事如何見及哉、不具之間、未及參賀者、一昨日（近衛）前関白著小直衣被參賀了、院中布衣始以前也、不審、今日仙院布衣始也云々、於今者御小直衣何事之有乎之由、有俊朝臣返答也、今日、院中布衣始儀、可尋記、

後崇光は十一月二十七日に尊号宣下され、三十日に布衣始となつたが、すべてが異例である。そもそも後崇光は即位しておらず、皇子後花園が即位したための尊号宣下であり、しかもすでに出家していた。⁽⁷⁸⁾これだけならば後高倉と同様だが、後高倉は高倉の皇子だが、後崇光は崇光の孫である。また、後高倉は後堀河踐祚直後に尊号宣下されたが、後崇光は後花園踐祚後十九年も経つてからの尊号宣下である。⁽⁸⁰⁾そこで、『建内記』十一月十九日条では、今回の尊号宣下を前例のない「新儀」としている。⁽⁸¹⁾

布衣始にしても、同じく『建内記』十一月十九日条に、

帝位御脱履（屣）已後尊号之時、未被改帝者之衣服□□被改之時為布衣始者也、元来非帝位者、今更布□□如何（布□□は「布衣始」）、

とみえる。記主万里小路時房は、讓位後尊号を得て「帝者之衣服」を改めるのが布衣始であり、元来「帝位」になかった後崇光の布衣始については懐疑的である。そもそも尊号宣下以前の後崇光は一親王にすぎず、人々は烏帽子姿で対面していたと考えられる。『建内記』三十日条で、前関白近衛房嗣が布衣始前に小直衣で院参したのもその流れである。それでも『看聞日記』『建内記』では三十日の行為を「布衣始」と記しているが、『康富記』では、後崇光が冠を烏帽子に替えるわけではないので、「布衣始之儀別不被行云々」と、当日の儀を布衣始と認めていない。

ただし、『康富記』によれば、人々は尊号宣下の日から三日間は衣冠つまり冠姿で後崇光のもとに祇候し、三十日に烏帽子狩衣で院参したことがわかる。便宜的であれ布衣始の体裁を守ったのである。⁽⁸²⁾ 続く後花園は御幸始は行っているが、布衣始は未確認。次の後土御門・後柏原・後奈良と戦国時代は対象外が続き、安土桃山時代の正親町となるが、正親町は未確認である。なお、今回は後陽成以降の江戸時代は調べていない。しかし、『続史愚抄』によれば、江戸

時代の多くの上皇で布衣始を確認した。⁸³⁾

以上のように、布衣始の伝統は北朝を経て室町時代に継承されたが、室町時代は異例が多くなった。やがて戦国時代の混乱のなかで対象外が続き、布衣始も形骸化していったのであろう。しかし、江戸時代に入って復活するのである。

おわりに

以上、布衣始の実態を追った。天皇装束と上皇装束の相違は撰定期から認識されていたが、上皇が布衣（烏帽子狩衣）を着用するという行為が意識されるようになるのは平安末期の高倉・後白河からであり、それが布衣始という儀礼として完成し、天皇退位儀礼の一環として位置づけられるようになるのは鎌倉時代、特に後嵯峨以降である。南北朝時代には北朝に継承されたが、室町時代には異例が多くなる。戦国時代には対象外の天皇が続いたこともあって形骸化したと考えられ、江戸時代で復活するという流れがわかった。

また、布衣始とは、父帝を原則とする尊属への御幸始からの還御後に、仙洞弘御所で上皇・臣下が布衣（烏帽子狩衣（一部は烏帽子直衣））で対面するだけの儀礼であることもわかった。

次に考察しなければならないのは、かかる布衣始と政治史、特に院政との関係である。そのためには、本稿ではふれなかった布衣始に臣下のうち誰が参加しているかも重要な問題となつてこよう。し

かし、それらを本稿で考察する余裕はない。今後の課題としたいが、若干の見通しは提示しておく。

注目されるのは、後嵯峨から布衣始の実態が明確になり、以後定着する点である。白河から後鳥羽までの院政は「専制的院政」、後嵯峨以降の院政は「制度化された院政」と整理されているように、⁸⁴⁾院伝奏や院評定制といった院政を運営する制度の確立は後嵯峨からである。⁸⁵⁾布衣始の成立と定着もかかる流れの一環として理解することができようか。

しかも布衣始が行われた場所は仙洞弘御所である。弘御所は後鳥羽の仙洞で成立し、本来は和歌会等の遊興（芸能）の場であったが、後嵯峨以降、伝奏や評定が行われる院政のまさに中心の場となった。⁸⁶⁾かかる性格の弘御所で布衣始が行われたことを考えると、布衣始とは院政のいわば開始儀礼といえるかもしれない。そして、その儀礼で布衣姿つまり烏帽子狩衣姿がまさに可視的身分標識の役割を果たしたのである。

つまり上皇・臣下が布衣姿で対面するということは、その布衣姿を確認しあう、特に天皇とは異なる上皇の烏帽子狩衣姿を臣下が確認することである。かかる布衣始の意義は、冠だけを被り、限定された冠対応装束しか着用しなかった天皇が、上皇になって布衣（烏帽子狩衣）を着用し、臣下もそれに対応して布衣で院参するという、その明確な可視的变化を君臣で確認し合う点にこそあったと考えら

れる。

かかる布衣始については、装束の可視的身分標識としての機能を理解していなければ、単に天皇讓位後に行われる様々な「事始」の一環に過ぎないと見過ごされてしまう。

しかし、装束の可視的身分標識としての機能をもつとも体現するのが天皇装束である点を理解していれば、見過ごすことはできない。天皇装束がそれだけ特別であったから布衣始という儀礼も成立したのである。布衣始は、いわば天皇の王権から上皇（治天の君）という新たな王権への移行を、可視的に提示する儀礼であったと言い換えることもできようか。

注

- (1) 近藤好和『装束の日本史—平安貴族は何を着ていたのか』（平凡社新書、二〇〇七年）、同「装束から見た天皇の人生」（国立歴史民俗博物館研究報告）一四一、二〇〇八年）、同「天皇と装束」（河添房江編『王朝文学と服飾・容飾』竹林舎、二〇一〇年）。
- (2) 布衣始については、前注前掲二論文（二〇〇八年・二〇一〇年）でもふれている。
- (3) 『群書類従』第二十六輯（雑部）所収。なお、『群書類従』は続群書類従完成会本（初版一九三二年）を使用。以下、同じ。
- (4) 『改訂増補故実叢書10』（明治図書出版、一九九三年）所収。

(5) 例えば『国史大辞典12』（吉川弘文館、一九九一年）「布衣始」

では「天皇が退位して上皇となつてから行う一連の事始の一つ」として、『名目抄』の引用と布衣（狩衣）および狩衣には烏帽子を被るという説明があるが、天皇が烏帽子や狩衣を着用しないという説明はない（橋本義彦氏執筆、鈴木敬三編『有識故実大辞典』（吉川弘文館、一九九六年）再録）。一方、『平安時代史事典』（角川書店、一九九四年）「院布衣始」では「天皇讓位後、初めて布衣（布の狩衣）を着用すること。在位中は布衣を着用しないが、「太上天皇已下随_レ便服用無_レ所_レ限」（『西宮記』一七）になつていたからである。

『名目抄』は、この時烏帽子も用い始めるとしている」とあり（藤木邦彦氏執筆）、天皇が布衣を着用しないことは記しているが、布衣は布狩衣に限定できないし、なによりも布衣（狩衣）が烏帽子対応装束である点が理解されていない。天皇が烏帽子を被らないことも理解されていないかもしれない。これに対し、「布衣始」『日本国語大辞典11』（小学館、二〇〇六年（第二版五刷））は、用語の解説だけが正確である。また、記述が正確なうえに、「上皇が皇位の束縛から解放された意味あい」を持つとその意義にまで言及しているのが『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）「布衣始」である。

(6) 『群書類従』第八輯（装束部）所収。

(7) 「ホウイ」の仮名は『群書類従』本と『禁中方名目抄校註』にみえる。しかし、国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収『名目抄』（H—600—878ウ函73）にはみえない。

(8) 「ホイイハジメ」の仮名は、『群書類従』本・『禁中方名目抄校註』・国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収本いずれにもみえる。

(9) 『群書類従』第二十六輯(雑部)所収。その注釈書として牟田栄安(橘泉)の『禁秘抄考註』(『改訂増補故実叢書22』(明治図書出版、一九九三年))がある。

(10) このことは、大江匡房の『江家次第』巻十「五節帳台試」(『改訂増補故実叢書2』(明治図書出版、一九九三年))に「主上出御(御直衣・御奴袴・御沓)」とあり、「奴袴」は指貫の別表記)、藤原伊通の『大槐秘抄』(『群書類従』第二十八輯(雑部)所収)にもみえる。また、三条西実隆の『装束抄』(『群書類従』第八輯(装束部)所収)には、天皇が指貫を着用する機会として「殿上淵酔ノ夜」も加わる。

(11) 『改定増補故実叢書6・7』(明治図書出版、一九九三年)。

(12) 後醍醐までの各天皇の譲位の日時と場所は、詫間直樹編『皇居行幸年表』(統群書類従完成会、一九九七年)によった。

(13) 以下、本稿の引用史料はすべて、旧漢字(正字)・異体字を当用漢字に改め、また返り点を施し、一部は読点を改めた。さらに細字・割書はすべて「へ」に入れて表記した。

(14) 山中裕編『御堂関白記全註釈 長和五年』(思文閣出版、二〇〇九年)では「夜御装束」に「日常的な装束と烏帽子を献上した」と注釈を付け、その理由を三月二十三日に三条が枇杷殿北対から寝殿に移ることに求めており(川村佐和氏執筆)、天皇装束と上皇装束

が峻別されていることや布衣始のことなどにはふれていない。

(15) 年始最初の御幸も御幸始である。

(16) 『百鍊抄』安元二年(一一七六)七月十七日条に「新院崩御(御年十三(中略)童形)」とある。『百鍊抄』は、『新訂増補国史大系』本(吉川弘文館、一九八三年)を使用(以下、同じ)。

(17) 『玉葉』当日条にも「上皇初度御幸」とある。『玉葉』は、名著刊行会本(一九七九年)を使用(以下、同じ)。

(18) 『山槐記』『玉葉』各二月二十八日条、『山槐記』三月四日条。

(19) 『園太暦』貞和四年(一一三〇)九月三日条に、後醍醐までの旧帝譲位と新帝踐祚の御所が別個である例が列挙されており、それによれば高倉以前にも、後一条・後三条・堀河・鳥羽・後白河の例がみえる。

(20) 『山槐記』当日条。

(21) 『山槐記』三月八日条に「院中未_レ被_レ仰_二下直衣之由_一」とある。「直衣」は「布衣」の間違いであろう。

(22) 後鳥羽譲位の正月十一日に東宮は藤原基通亭から閑院に遷行して踐祚し(『明月記』『玉葉』各当日条)、後鳥羽の内裏であった大炊御門殿が仙洞となった。

(23) 『三長記』当日条。

(24) 『明月記』正月二十一日条には「未_レ時計参_三八条殿_一(今日布衣、雖_レ未_レ被_レ仰_二布衣_一、於_レ今者冠又還可_レ為_二嗚呼_一、又被_レ仰_二布衣之由_一之条似_レ擬_二院中_一、只漸自然恩免何事有乎由、一日有_二御沙汰_一、故着_レ之」とある。八条殿とは八条院暲子内親王のことであり、女

- 院にも布衣始があつたことがわかる。ただし、たまたま同日条に記されているだけで、後鳥羽の布衣始とは無関係であろう。なお、「於_レ今者冠又還可_レ為_二鳴呼_一」とあるのは、八条院がすでに出家しているためか。「明月記」は、国書刊行会本（一九七〇年）を使用。
- (25) 『大日本史料』四編之十所収。
- (26) 『百鍊抄』当日条など。
- (27) 黒川春村編『歴代残闕日記12』（臨川書店、一九九〇年復刊）所収。
- (28) 『百鍊抄』承久三年（一二二二）四月二十六日条に「今夕、新院初御_二幸高陽院_一」とある。
- (29) 『百鍊抄』承久三年八月二十三日条に「院御幸始」とある。
- (30) 後高倉の出家は建暦二年（一二二二）三月二十六日、尊号宣下は承久三年八月十六日（『百鍊抄』当日条）。
- (31) 『岡屋関白記』別記『御讓位御即位記』（財）陽明文庫編『陽明叢書6 岡屋関白記・深心院関白記・後知足院関白記』思文閣出版、一九八四年）、『百鍊抄』当日条。
- (32) 『百鍊抄』当日条に「上皇御幸始也」とある。
- (33) 国立歴史民俗博物館蔵『高松宮家伝来禁裏本』所収（H—600—168せ函26）。寛文二年（一六六二）十二月中旬に部類した由を記す後西の奥書がある。なお、『高松宮家伝来禁裏本』は国立歴史民俗博物館より目録が刊行され、またそのホームページで全文データベースの公開も始まった（ともに二〇〇九年三月）。それによると、本稿に關係のある史料として『御幸始次第』（H—600—778せ函5-38、『続群書類従』第四輯上〈帝王部〉にも所収）『御幸始部類記』（H—600—780せ函5-40）『御幸始布衣始記』（H—600—146せ函4）『伏見院御幸始記』（H—600—140し函57）がある。このうち「布衣始」が出てくるのは、『御幸始部類記』以下の三史料である。しかし、『御幸始部類記』所収史料はすべて『布衣始部類記』に重複。『伏見院御幸始記』は『公衡公記』別記永仁六年（一二九八）八月五日条で、これも『布衣始部類記』と重複。『御幸始布衣始記』は独自だが、龜山上皇の文永十一年（一二七四）二月七日の御幸始・布衣始の記事であり、布衣始に関しては御幸始還御の後にそれがあつた由と参加の公卿・殿上人の交名が記されているだけである。『布衣始部類記』と重複する史料は多少の字の異同はあるが内容は同様であるため、本稿では収録数をもっとも多い『布衣始部類記』所収史料だけを引用することとする。
- (34) 『百鍊抄』当日条にも「今日、上皇御尊号後、始御_二幸承明門院（土御門殿）、（中略）院御直衣始」とみえる。「院御直衣始」は「院御布衣始」の誤りであろう。
- (35) 『陽龍記』では「御布衣始」とある。注（1）前掲論文（二〇〇八年）では「天皇が冠から烏帽子に着替えることが御布衣始で、それと同時に臣下が烏帽子（烏帽子対応装束）ではじめて上皇に對することが布衣始と区別している」とした。上皇の立場からの呼称が御布衣始で、臣下の立場からの呼称が布衣始ということである。
- (36) 鳥羽は保元元年（一一五六）七月二日、後白河は建久三年（一一九二）三月十三日、土御門は寛喜三年（一二三一）十月十一日に

崩御。

(37) 治承三年(一一七九)十一月二十日に鳥羽殿に幽閉(『山槐記』当日条)。

(38) 待賢門院は久安元年(一一四五)八月二十二日、建春門院は安元二年(一一七六)七月八日に崩御。源通子は承久三年(一一二二)一)八月没。

(39) 『園太暦』貞和四年(一一三四)十一月二十九日条に「脱履御幸始、延久幸『陽明門院』以後、度々幸『女院』有『佳例』とあり、後三条が母陽明門院禎子内親王に御幸始して以来、女院(母・祖母)への御幸始は度々の佳例という。なお、後三条の御幸始は『為房卿記』延久五年(一一七三)正月八日条(『史聚』十(一一九七九年)所収)にみえる。ちなみに布衣始のことは記されていない。

(40) 『不知記』として『布衣始部類記』にも所収。なお、龜山の布衣始は『統史愚抄』にもみえるが省略する。以下、『統史愚抄』は、それだけにみえる記事を除いて省略する。なお、『統史愚抄』は、『新訂増補国史大系』本(吉川弘文館、一九九九〜二〇〇〇年)を使用(以下、同じ)。

(41) 文永九年(一一七二)二月十七日崩御。

(42) 『経俊卿記』当日条、『増鏡』卷九「草枕」。なお、後者には、七日に「大宮院のをはします中御門京極実俊の中将の家」への御幸始がみえ、続く十日に「院」(後深草)への御幸がみえる。十日の龜山の装束は「御烏帽子直衣」であり、布衣始のことはみえないが、烏帽子を被っている点で布衣始後であったことが示唆される。とこ

ろが、『増鏡』では「御烏帽子直衣同じ」とある本と「同じ」がない本がある。「同じ」とは七日の御幸始と同じということである。

この部分、井上宗雄『増鏡(中) 全訳注』(講談社学術文庫、一九八三年)では、「御烏帽子・直衣同じ」と並列点を打ち、上皇の烏帽子直衣が七日の御幸始と同じと解釈している。しかし、七日の御幸始は布衣始前であるから、龜山の装束は冠直衣であり、十日の御幸で同じなのは直衣だけである。したがって、ここは「御烏帽子、直衣同じ」と読点を打たなければならない。なお、『増鏡』では二十日に北白河院(安嘉門院邦子内親王)への「布衣の御幸始」がみえる。烏帽子狩衣での御幸始というものがあつたことがわかる。

(43) 御幸始時の仙洞がどこであつたかを記す史料はない。しかし、『経俊卿記』当日条に、行幸の順路として最初に「烏丸北行」とあり、龜山讓位時の内裏である押し小路殿は烏丸東にあるため、龜山は讓位後押し小路殿を仙洞とし、そこから御幸始を行つたと考えられる。

(44) 『実躬卿記』当日条。

(45) 後宇多の讓位と伏見の即位は、後深草と西園寺実兼が幕府に働きかけて実現したものであり、伏見の即位により院政は龜山から後深草に移った。その間の状況を伝える『実躬卿記』弘安十年十月十二日条や、翌十三日条には龜山側の無念が記されており、龜山は十七日の後嵯峨月忌の御幸さえ取りやめた。龜山・後宇多父子にとつて今回の讓位はまったく意に沿わぬものであり、今回の異例はかかる政情の反映と考えられる。

(46) 殿上人が祇候した「東弘庇」は二条高倉殿弘御所の一部か。

- (47) 伏見の狩衣は、『伏見院御幸始記』では「白襖浮線綾御狩衣」とあり、『通重公記』では「柳御狩衣（浮線綾）」とある。「柳狩衣」とは、表地を白、裏地を青（黄緑）とした柳襲ねの狩衣のことであり（三条西実隆『装束抄』（『群書類従』第八輯〈装束部〉所収）など）、裏地も白とした白襖狩衣とは相違する。布衣始で上皇が「柳狩衣」であるのは管見では他に例がない。
- (48) 『実躬卿記』『後伏見院御幸始記』各当日条。
- (49) 『園太暦』貞和四年（二三三八）十一月二十三日条に「如_レ此事強非_二御教書体_一、内々相触之由歟」ともみえる。
- (50) 『統史愚抄』文保二年（二三二八）三月十五日条。
- (51) 『統群書類従』第四輯上（帝王部）、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本」所収（H—600—778系函₅₃₈）。
- (52) 後醍醐は暦応二年（二三三九）八月十六日、後村上は正平二十三年（二三六八）三月十一日崩御。
- (53) 『荒暦』（『大日本史料』七編之一所収）、『兼宣公記』各当日条。
- (54) 『園太暦』九月十三日条によれば、御所の問題について光明より公賢以下に勅問があり、公賢は「被_レ補院司」、并出御臨幸之儀、大内御坐之時先例勿論也、如_二布衣始_一、遷_二御他所_一以後被_レ行者、不_レ可_レ有_二子細_一歟、且新主冠礼畢、出_二御押小路第一_一、旧主於_二土御門殿被_レ行_二其礼_一者、緯之容易、刻限之早速可_レ為_二大切_一歟、恰裕之間、宜_レ被_レ決_二叡慮_一乎」と回答した。「新主冠礼」とは皇太子の元服のことである。一方、九条経教は「当今脱履之後、於_二土御門殿被_レ補_二院司_一之条、有_二準拠例之上者_一、不_レ可_レ有_二巨難_一歟、其後早速有_二御幸始_一、於_二持明院殿_一御布衣始以下有_二其沙汰_一者、土御門殿暫雖_レ為_二御所_一、不_レ可_レ有_二仙洞号_一歟、此上事宜_レ在_二時義_一乎」と回答した。布衣始は仙洞で行う（内裏では行えない）という点では、両者の意見は通底する。
- (55) 『園太暦』当日条。
- (56) 『園太暦』当日条。
- (57) 『園太暦』当日条。
- (58) 『園太暦』当日条。
- (59) 以上、『園太暦』当日条。
- (60) 『園太暦』観応二年（二三五一）十二月二十八条所収十二月二十九日付洞院実守の書状に「今夕尊号事候、可_レ有_二沙汰_一之由承候」とみえ、これによれば尊号宣下は二十九日となる。しかし、同延文二年（二三五七）三月十二日（十三日が正しい）条所収公賢書状によれば、「尊号宣下ハ観応二年十二月二十八日」とある。
- (61) 『園太暦』巻四（『統群書類従完成会、二〇〇〇年』）は「実夏」と傍註する。洞院実夏は崇光の皇太子時代に引き続き直仁の東宮大夫であり（『公卿補任』貞和四年尻付）、崇光・直仁が揃って烏帽子姿を見せる人物として適任である。しかし、実夏は文和元年当時は権大納言であつて中納言ではない。そこで、『園太暦』の「中納言」は「大納言」の誤りかとも考えられる。一方、「中納言」で間違いないとすると、刊本の人物比定は間違いとなり、文和元年当時は西園寺実長が中納言で東宮権大夫であるから、実長が適任とならうか。
- (62) 刊本では崇光・直仁ともに「狩衣、直衣」と読点を打つが誤り。

(63) その意味でも「中納言」は東宮大夫実夏が適任となる。

(64) 引用は省略したが、布衣始参加の公卿・殿上人の交名と各人の装束も記されている。それは「前内府後日注送之間、如_レ此」とあるように、「後愚昧記」記主三条公忠が前内府三条実繼に書状で依頼して、実繼が知らせたものである。それを記した公忠書状実繼勘返が残る（『大日本古記録 後愚昧記三』〈岩波書店、一九九五年〉所収）。

(65) 『後愚昧記』閏三月二十一日条に「今日新院（御）座柳原藤中納言亭、此所為_二仙洞（脱履（履）之後御幸始也）」とある。

(66) 『後深心院関白記』閏三月二十一日条に「今日新院御幸始也（御）幸北山（也）」とある。

(67) 前注前掲条に「御幸還御子刻云々」とある。

(68) 『兼宣公記』応永十九年（一四二二）十月十四日条に、この時の院宣の文言として「来何日着_二布衣、可_レ令_二候_三弘御所_レ給_上之由」とみえる。

(69) 『後愚昧記』応安四年（一三七二）三月十六日条。

(70) 『後愚昧記』応安四年三月十六日条、同応安七年（一三七四）二月十一日条。

(71) 『後愚昧記』応安五年（一三七二）二月十四日条など。なお、同条によれば、西園寺実俊の北山殿とは別個にあった。

(72) 光厳は貞治三年（一三六四）七月七日、陽祿門院は文和元年（一三五二）十一月二十八日崩御。

(73) 引用の『教興卿記』と同日の『常永入道記』（『大日本史料』七

編之十七所収）には、後小松の装束内容が詳細に記されている。既述のように布衣始の上皇装束については別に考えたい。

(74) 『兼宣公記』『教興卿記』『山科家礼記』各当日条。なお、『教興卿記』十月二十一日条に「仙洞藝御幸始」がみえる。その時の上皇は烏帽子直衣である。これは九月二十七日が晴の御幸始であることに対するものだが、注（42）前掲『増鏡』巻九「草枕」にみえる「十日の御幸」はこの藝御幸始に該当しよう。

(75) 後円融は明徳四年（一三九三）四月二十六日、厳子は応永十三年（一四〇六）十二月二十七日崩御。

(76) 『兼宣公記』によれば、当日担当となった日野西盛光は布衣始の参加者ではなかったので束帯であった。また、当初の担当甘露寺清長から兼宣へ布衣始の参加を促す御教書の文言が、「来十四日可有_二御衣始、可_レ令_二参仕_三給_上之由、被_二仰下_三候也、誠恐謹言」と記されている。「御衣始」は「御布衣始」または「布衣始」の誤りであろう。

(77) 『康富記』『建内記』各当日条。後崇光が記主である『看聞日記』当日条には、その夜の祝宴の様子や院序始のことが詳しく記されているが、尊号宣下されたことは直接記されていない。

(78) 応永三十二年（一四二五）七月五日出家（『看聞日記』当日条）。

(79) 後堀河は承久三年（一二二二）七月九日踐祚。後高倉は同年八月十六日尊号宣下（『百鍊抄』当日条）。

(80) 後花園は正長元年（一四二八）七月二十八日踐祚。

(81) 「今度之儀更無_二可_レ被_レ摸_レ之例」、入道以後例、雖_レ有_二貞応例、

為不快之上、為嚴父也、今度儀併可為新儀（後龜山院例者、御俗体之時也）」とみえる。「貞応例」とは後高倉のことである。

(82) 『統史愚抄』寛正五年（一四六四）八月二十三日条。

(83) 『統史愚抄』によれば、後水尾・靈元・東山・中御門・桜町・後桜町で確認した。このうち東山と桜町は『皇室制度史料 太上天

皇』からも確認した（東山は『章弘宿禰記』宝永六年（一七〇九）

六月二十五日条、桜町は『八槐記』延享四年（一七四七）五月三日

条）。なお、後桜町は女帝であり、被り物を被らないので本来なら

は布衣始は対象外である。しかし、『統史愚抄』明和七年（一七七

〇）十一月二十八日条に「於院御所（禁裏北殿）有布衣始、無

出御、（中略）（按後崇光院尊号已後無布衣始、是上皇御落飾後

故云、今度儀不審）」とみえ、布衣始を設定しながら出御しないと

いう異例を行ったことがわかる。また、後西の布衣始は『統史愚

抄』にはみえない。しかし、本稿で度々引用した『布衣始部類記』

（注（33）参照）は、奥書に「寛文二年十二月中旬令部類之畢」

とあり、この奥書と外題は後西の宸筆という（高松宮家伝来禁裏

本目録「分類目録編」国立歴史民俗博物館、二〇〇九年）。後西は

寛文三年（一六六三）正月二十六日に讓位するため、自身の布衣始

の参考のために部類した書と考えられる。事実、現物未確認（所蔵

先の国立歴史民俗博物館で未整理との回答）だが、上記目録によれ

ば、「寛文三年正月十七日布衣始」の内題を持つ後西宸筆という

『布衣始散状』があり、内題の日付が讓位前である点で不審を残す

が、後西も布衣始を行ったと考えられる。

(84) 美川圭『院政 もうひとつの天皇制』（中公新書、二〇〇六年）。

(85) 院評定制については、橋本義彦「院評定制について」（『平安貴

族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年（初出一九七〇年）参照。

院伝奏については、美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」（『院

政の研究』臨川書店、一九九六年（初出一九八四年）参照。

(86) 弘御所については、川本重雄「弘御所について」（『日本建築学

会論文報告集』三二〇、一九八二年）参照。

※本稿で引用した史料のテキストは以下の通りである（注で記したものは除く）。

・『御堂関白記』『大日本古記録』岩波書店、一九七七年（二刷）

・『山槐記』『増補史料大成』臨川書店、一九八一年（三刷）

・『兵範記』『増補史料大成』臨川書店、一九八一年（三刷）

・『三長記』『増補史料大成』臨川書店、二〇〇〇年（六刷）

・『民経記』『大日本古記録』岩波書店、一九七五〜二〇〇一年

・『経俊卿記』『図書寮叢刊』明治図書、一九七〇年

・『実躬卿記』『大日本古記録』岩波書店、一九九一〜二〇〇九年

・『公衡公記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九六八〜一九七九年

・『園大暦』統群書類従完成会、一九九九〜二〇〇〇年（二刷）

・『後愚昧記』『大日本古記録』岩波書店、一九九五年（二刷）

・『後深心院関白記』『大日本古記録』岩波書店、一九九九〜二〇〇八

年

・『兼宣公記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九七三年

・『教興卿記』『史料纂集』統群書類従完成会、一九七四年

- ・『山科家礼記』『史料纂集』続群書類従完成会 一九六七～一九七三年・二〇〇二年
- ・『看聞日記』『看聞御記』（『続群書類従』補遺編二、続群書類従完成会、一九三〇年）
- ・『康富記』『増補史料大成』臨川書店、二〇〇〇年（六刷）
- ・『建内記』『大日本古記録』岩波書店、一九九六年（三刷）